

## 豊富町空き家バンク制度要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊富町空家等対策計画に登載された豊富町空家等情報登録制度により、豊富町における空家等の有効活用を通じて、本町への定住促進及び地域の活性化を図るため、豊富町空き家バンク制度(以下「空き家バンク」という。)を設け、その運用について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、紹介する仕組みをいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

（空き家の登録申込み等）

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、豊富町空き家バンク登録申込書(別記第1号様式)及び豊富町空き家バンク登録カード(別記第2号様式。以下「登録カード」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 所有者等の身分を証明するものの写し

(2) 所有者等の建物及び土地に関する権利が証明できる書類

(3) 位置図、建物の写真及び間取り図

(4) 建物及び土地が共有名義になっている場合、又は建物と土地の所有者等が異なる場合等、空き家バンクに登録することについての権利者全員分の同意書

(5) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、空き家バンク登録台帳(以下「登録台帳」という。)に登録しなければならない。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

(2) 所有者等が暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者であるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が空き家バンクへの登録が適当でないとするもの

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、豊富町空き家バンク登録完了書(別記第3号様

式)により当該申込者に通知するものとする。

4 登録した空き家に係る登録期間は、原則2年とする。ただし、第1項の規定による登録の申込みにより引き続き2年延長できるものとする。

5 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、豊富町空き家バンク登録変更届出書(別記第4号様式)に登録事項の変更内容を記載した豊富町空き家バンク登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、次の各号に該当するときは、登録台帳から当該空き家の登録を取消すとともに、豊富町空き家バンク登録取消通知書(別記第5号様式)により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第3号に該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利の移転があったとき。
- (2) 当該空き家に係る登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 物件登録者から第9条第3項の規定により契約締結の報告を受けたとき。
- (4) 豊富町空き家バンク登録取消届出書(別記第6号様式)の提出があったとき。

(空き家情報の公開等)

第7条 町長は、第4条第2項の規定により登録台帳に登録した空き家のうち次の項目について町のホームページ等により公開する。

- (1) 登録番号
- (2) 賃貸又は売却の別
- (3) 住所地
- (4) 希望価格
- (5) 空き家の概要、これまでの利用状況及び設備の状況
- (6) 主要施設までの距離
- (7) 位置図及び間取り図
- (8) 写真

(利用希望者の要件)

第8条 利用希望者は、空き家に定住し、又は定期的に滞在する者であり、豊富町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活するよう努めなければならない。

(空き家バンク利用の申込み及び通知)

第9条 利用希望者は、豊富町空き家バンク利用申請書(別記第7号様式)に身分を証明できるものの写しを添えて、第7条で公開されている登録番号その他必要な事項を記入し、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定により申込みのあったときは、当該物件登録者へその旨を通知するものとする。

3 前項の通知を受けた物件登録者は、遅滞なく当該利用希望者へ回答し、町長へその回答内容を報告するものとする。

(物件登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 町長は、物件登録者及び利用希望者との空き家に係る交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 物件登録者及び利用希望者等は、豊富町空き家バンク制度で知り得た個人情報(以下「情報」という。)の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしてはならない。
- (2) 情報を毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 情報を町長の承諾なくして複写等をしてはならない。
- (4) 情報を業務終了後速やかに廃棄又は消去その他適正な措置を講じなければならない。
- (5) 情報の漏えい等の事案が発生した場合は、町長に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。